平成２５年（フ）第１４１００号
東京都江戸川区平井４丁目29番９―307、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区町屋８丁目６番８号
破産者　株式会社エクシードアローズ
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１０１号
東京都豊島区池袋２丁目11―９―502
破産者　川畑　英司
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７２号
東京都港区六本木５丁目11―38―104
破産者　菊地　重子
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８０号
東京都中野区白鷺１丁目５―２
破産者　西村　兼夫
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７６号
埼玉県草加市氷川町2146―５―1002
破産者　伊勢崎昭一
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３２２号
埼玉県戸田市大字下笹目166番３号
破産者　三光印刷株式会社
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４４２号
千葉県印西市原４丁目４―５―305
破産者　佐藤　和光
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５８５号
東京都江東区東砂１丁目１―１―616
破産者　濱田　伸司
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７００号
東京都武蔵村山市残堀２丁目47―２　ソレアードＢ101、開始決定時の住所東京都武蔵村山市伊奈平３丁目40―２―301
破産者　青木美佐子
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１９８号
東京都中央区日本橋中洲４―13―504
破産者　小倉絵里子
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７２５号
東京都大田区南久が原１丁目10―５
破産者　武藤　克典
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８９０号
東京都千代田区神田駿河台２丁目10番
破産者　有限会社パインヒルズカンパニー
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８９１号
東京都江戸川区南小岩１丁目13―21―206
破産者　松岡　竹司
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９１１号
千葉県市川市末広１丁目14番５号
破産者　テクノフィールド有限会社
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３４３号
東京都東村山市萩山町５―６―16―203、住民票上の住所東京都品川区東品川２丁目５―６―1608
破産者　社本　勝二
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４２８号
東京都練馬区平和台２丁目49―５―301
破産者　岡本　茉子
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９８２号
愛知県名古屋市名東区植園町２―１―６―607、商業登記簿上の本店所在地愛知県名古屋市千種区星が丘１丁目23番４号
破産者　株式会社スカイオンライン
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９８３号
愛知県名古屋市名東区植園町２―１―６―607、住民票上の住所愛知県名古屋市千種区千代が丘１―107―202
破産者　清水　久美
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０１９号
東京都荒川区町屋２丁目21番10号
破産者　サンケイ理化株式会社
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０２０号
東京都荒川区町屋２丁目21―９―201
破産者　藤本　　一
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部